

令和８年度京都市動物愛護推進会議 次第

令和８年８月２０日（木）
午後２時００分から午後３時３０分
市役所分庁舎４階 第１会議室

１ 開 会

２ あいさつ

保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進担当局長 八代 康弘

３ 委員紹介

４ 内 容

- (1) 第二期京都市動物愛護行動計画に基づく令和７年度の実績
- (2) 京都市動物愛護推進部会の協議状況

５ 閉 会

《資料》

資料１ 第二期京都市動物愛護行動計画に基づく令和７年度の実績

資料２ 京都市動物愛護推進部会の協議状況

参考資料１ 委員名簿

参考資料２ 座席表

参考資料３ 京都市動物愛護推進会議開催要綱

第二期京都市動物愛護行動計画に基づく令和7年度の実績について

1 指標値と実績値

第二期行動計画においては、府市協働で実施している動物愛護センターの運営に係る3つの事項を指標項目として定め、各指標項目について、これまでの第一期行動計画での実績等をふまえて、目標となる高い指標値を設定しました。

【指標一覧】

指標項目		基準値 (H30)	実績値					指標値	
			R3	R4	R5	R6	R7	R12	(H30 比)
引取数	犬	15 頭	11 頭	10 頭	25 頭	10 頭	15 頭	6 頭	60%減
	猫	42 頭	107 頭	93 頭	33 頭	55 頭	21 頭	16 頭	60%減
返還・譲渡率 () 内は、返還・譲渡頭数	犬	62% (60 頭)	46% (37 頭)	78% (32 頭)	55% (29 頭)	73% (29 頭)	144% (36 頭)	100%	
	猫	19% (168 頭)	27% (170 頭)	26% (147 頭)	51% (242 頭)	55% (184 頭)	70% (168 頭)	30%	
殺処分数	犬	①	14 頭	41 頭	15 頭	19 頭	2 頭	1 頭	(収容数減の取組)
		②	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	
		③	12 頭	9 頭	1 頭	1 頭	0 頭	2 頭	(収容数減の取組)
	猫	①	108 頭	105 頭	95 頭	42 頭	28 頭	20 頭	(収容数減の取組)
		②	488 頭	265 頭	217 頭	112 頭	89 頭	0 頭	200 頭 60%減
		③	134 頭	92 頭	92 頭	74 頭	47 頭	48 頭	(収容数減の取組)
収容数 (参考)	犬	97 頭	80 頭	41 頭	53 頭	40 頭	25 頭	-	
	猫	897 頭	629 頭	563 頭	476 頭	335 頭	241 頭	-	

[語句の定義]

引 取 数：やむを得ない事情により飼えなくなった犬猫を飼い主から引き取った頭数

返還・譲渡率：{ (返還数) + (譲渡数) / 収容数 } × 100

返還数：街中で徘徊していたところを動物愛護センター、もしくは市民が保護し、同センターに収容した犬猫のうち、飼い主が判明し、元の飼い主へ返還した頭数

譲渡数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫のうち、新しい飼い主へ譲り渡した頭数

収容数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫の頭数

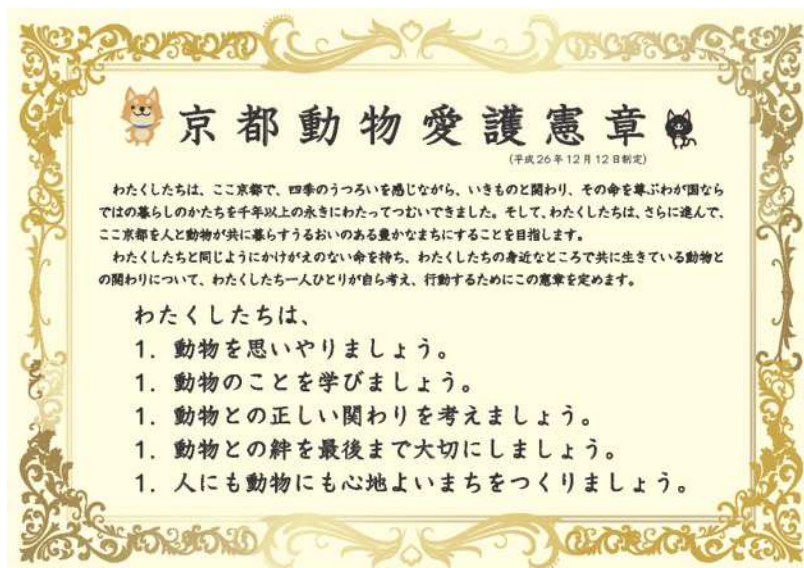
殺 処 分 数：動物愛護センターに収容（引取・保護等）された犬猫のうち、返還や譲渡ができず、やむなく、できる限り苦痛を与えずに致死させた犬猫の頭数（飼養管理中に死亡したものを含む。）

※ 基本指針にある殺処分の3分類

- ① 譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- ③ 引取後の死亡

2 指標値達成に向けた具体的な取組（抜粋）

「京都動物愛護憲章」に掲げる5つの理念を行動計画の核とし、それぞれについて取組を行っています。



(1) 動物を思いやりましょう

マイクロチップ装着の普及促進（所有者等の明示の推進）

- 「マイクロチップ（以下「MC」という。）装着助成事業」では、改正動物愛護管理法の施行前の平成27年度から、（公社）京都市獣医師会（以下「市獣医師会」という。）の協力により無償でのMC装着を実施しています。

<MC装着助成実績>

	R5	R6	R7
犬	318 頭	279 頭	204 頭
猫	562 頭	550 頭	420 頭
計	880 頭	829 頭	624 頭

- 令和7年度に動物愛護センターが対応した所有者不明犬猫のうち、MC番号により所有者が判明した事例は、犬4頭、猫1頭です（動物愛護センターに收容せず、現場で飼い主に返却した事例を含む）。

子猫の一時預り在宅ボランティア制度

- 動物愛護センターに收容された約1ヵ月齢の離乳後の子猫について、一般への譲渡が可能となる2ヵ月齢まで、ボランティアの自宅で一時的に預かっていただき、猫の譲渡促進を図る「子猫の一時預かり在宅ボランティア制度」を令和6年度まで実施してきました。
- この制度については、対象としてきた離乳後の子猫の收容頭数が減少したことを踏まえ、令和7年4月から「猫の一時預かりボランティア」制度として、離乳前の子猫及び成猫にも対象を拡大して運用を開始しています。

<ボランティアの猫の預かり実績>

R4	R5	R6	R7
41 頭	92 頭	113 頭	124 頭

令和7年度は、62名のボランティアに、離乳前子猫23頭、離乳後子猫99頭、成猫2頭を預けた。

動物病院への子猫の一時預かり事業 **令和7年度新規事業**

- 動物愛護センターに保護・収容される猫の約8割が、所有者等のいない猫（いわゆる野良猫）の子猫であることから、令和7年5月から、哺乳や医療ケアが必要な子猫を、（公社）京都市獣医師会の動物病院へ預け、離乳又は譲渡ができるまでの育成及び譲渡を行う事業を開始しています。令和7年度は、本事業に10病院が登録いただき、そのうち7病院に14頭の子猫を預けています。

(2) 動物のことを学びましょう

教育機関等との連携による動物愛護教育の実施

- 動物の命を尊ぶ心や動物との関わり方を子どもたちに伝えるため、全市立小学校1年生を対象として、動物愛護副読本「いきものとなかよし」（平成28年3月作成）を配布し、生活科の授業等で活用いただいています（令和7年度配布実績：155校、約8,900名）。



- 令和7年度は、出前講座「きょうとアニラブクラス」を9校（353名）で、「わんにゃんきょうとアニラブクラス」を10回（127名）実施しました。
- 令和7年度から、出前講座「きょうとアニラブクラス」に、新たなプログラム「いのちの授業～張り子の動物と一緒に考えよう～」を導入し、張り子の動物たちを使って、子供たち自らが動物の気持ちや、人と動物の関わりについて主体的に考える内容へと充実を図りました。

(3) 動物との正しい関わりを考えましょう

京都市まねこ活動支援事業の推進

- 地域に暮らす野良猫を、地域住民の理解と協力を得て、地域のルールに基づいて適切に世話をすることで、一代限りの命を全うさせながら、将来的にその地域の野良猫を減らす「まねこ活動支援事業」を推進しています。
- 本市は、まねこ活動に登録された地域のまねこに対して、避妊・去勢手術を無償で実施しているほか、活動に向けての助言等を実施しています。令和7年度は、20地域を新規登録し、98頭の避妊去勢手術を実施しました。

＜まねこ活動支援事業による手術頭数及び登録地域数＞

	R5	R6	R7
手術頭数（頭）	141	111	98
オス（頭）	69	52	54
メス（頭）	72	59	44
累計登録地域数（地域）	334	352	372

犬猫の避妊・去勢手術助成事業の拡大と保護器の無料貸出 令和7年度新規事業

- 昭和54年から、（公社）京都市獣医師会の協力のもと、飼育放棄や遺棄につながる無秩序な繁殖を抑止するため、飼い犬・飼い猫を対象として避妊・去勢手術費用助成事業を実施しています。

令和7年4月からは、町内会が無い地域など、まねこ活動に必要な地域の合意形成に時間を要する地域でも、早期に避妊・去勢手術が行えるよう、野良猫を助成対象に追加し、助成件数の上限を拡大しました（1,000頭→2,000頭）。

＜犬猫の避妊・去勢手術助成事業による手術頭数＞

	R5	R6	R7
飼い犬	333	367	742
飼い猫	667	663	1,067
野良猫	—	—	137
合計	1,000	1,000	1,946



- また、令和7年4月から、野良猫の避妊・去勢手術を行おうとする市民に対し、保護器の無料貸出しを開始しました（動物愛護センターに20台配備）。

＜保護器の貸出＞

	R7
貸出件数	75
貸出台数	84

社会福祉関係機関と連携した多頭飼育対策の実施

- 多頭飼育崩壊の問題については、京都市動物愛護行動計画で重点的に取り組むべき課題と位置付け、「予防」や「早期の探知」に重点を置いた取組を進めています。
- 多頭飼育崩壊のリスクを下げるため、多頭飼育者を事前に把握し、適正飼養等について啓発するため、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」では、「犬5頭」又は「犬猫合わせて10頭以上（犬が4頭以下）」の多頭飼育者に対し、届出を義務付けており、届出の際に、適正飼養の指導・啓発を行っています（令和7年度届出件数（累計）：165件）。
- 多頭飼育崩壊は、飼い主の生活困窮や社会的な孤立などが背景にあるため、一人暮らし高齢者の自宅を訪問している地域包括支援センターや各区役所・支所のごみ屋敷の担当等との連携を通じて、多頭飼育の兆候等を情報収集し、飼い主への適正飼養の助言等を行っています。
- また、社会福祉関係職員を対象とした研修会を実施（令和7年度約160名参加）し、多頭飼育崩壊の予防や発生時の対応について事例を共有するとともに、社会福祉関係機関の職員が多頭飼育崩壊の兆候を判断するためのチェックリストの活用や相談ホットラインの周知による連携を図っています。

犬・猫の多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業の開始 令和7年度新規事業

- 令和7年7月から、生活困窮等により多頭飼育崩壊の発生又はそのおそれのある犬・猫の飼い主のうち、認定基準を満たす飼い主に対し、登録動物病院又は動物愛護センターでの避妊去勢手術及び指定事業者による搬送を無償で行う「犬・猫の多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業」を開始しました。

<多頭飼育崩壊対策事業実施状況>

	R7
認定件数	5
手術頭数（猫）	39
手術頭数（犬）	0
登録動物病院数	20

(4) 動物との絆を最後まで大切にしましょう

動物の遺棄・虐待の防止（罰則強化の周知、警察や獣医師会との連携）

- 動物愛護センターに府市共有の動物虐待通報相談窓口を設置し、入手情報を関係部局と共有し、早期の是正指導を実施するとともに、京都府、京都府警察、京都市で構成する「動物愛護管理事業推進連絡会」において、動物の遺棄・虐待の情報共有を行っています。
- 令和7年度の相談件数は、犬28件、猫7件、その他の動物3件で、相談があった場合、動物愛護センター及び医療衛生センター職員が現場調査や指導を実施しています。

独居高齢者対策

- 一人暮らし高齢者の自宅を訪問している地域包括支援センター等との連携を通じて、飼い主への適正飼養の助言等を行っています。
- 京都動物愛護センター主催の「ペットのための終活セミナー」をオンラインで開催し、民間やNPO団体等によるペット保険やペットの互助会といった制度等を周知しています（令和7年度視聴回数59回）。

(5) 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう

動物愛護センターボランティアスタッフとの協働

- 動物愛護センターでは、ボランティア活動を始めたいと思っている方を対象に、審査（面接等）のうえ養成講座を受講いただき、ボランティアスタッフとして活動いただいています。具体的には、収容中の犬猫の飼養管理補助や来所者の案内、動物愛護の普及啓発（イベントや機関誌の作成など）を実施しています。
- ボランティアスタッフの知識の向上や技術の習得を図るため、研修会を開催しています。

<ボランティア登録数>

登録時期	第11期 (R5)	第12期 (R6)	第13期 (R7)	合計
ボランティア登録人数※	36	31	32	99

※ 登録当初の人数

動物愛護の情報発信及び協働の推進

- 京都市では、京都動物愛護センターを拠点とした動物愛護事業を推進するため、平成24年から、「京都市動物愛護事業推進基金（京都市人と動物が共生できるまちづくり基金）」を設け、寄付金を募っています。

- 令和３年度に、ふるさと納税寄付金のさらなる活性化のため、「京都みらい夢基金」が創設され、事業名「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会の実現」に寄付をいただいています。令和５年度から、事業名は「子育て・すこやか・動物愛護のまちづくり」に変更されています。

<実績（寄附金額及び件数）>

動物愛護事業推進基金収入実績

	件数	収入金額	充当金額
R5	205	6,164,799 円	7,212,049 円
R6	190	13,671,027 円	6,456,272 円
R7	188	19,953,265 円	7,485,823 円

京都みらい夢基金収入実績

	件数	収入金額※	充当金額
R5	38,528	1,547,451,900 円	15,181,155 円
R6	43,517	1,743,188,400 円	18,055,291 円
R7	59,589	2,035,438,660 円	21,623,051 円

※ 寄付金収入の一部は、返礼品代や手数料に充当。
R5 からは、事業名変更。

- 動物愛護事業推進基金への寄付金は、京都市動物愛護行動計画に基づき、大きく５つの用途に活用しています。

用途	令和７年度 充当割合
収容された犬猫の適切な飼養管理	４５％
ボランティアスタッフとの協働事業	２１％
適正飼養等の普及啓発事業	２４％
動物愛護教育事業	８％
災害時の動物の避難対策等の啓発・被災動物のための物資の備蓄	２％

- LINE株式会社の運営するSNS「LINE」において、京都動物愛護センターマスコットキャラクターの「京ちゃん」、「都ちゃん」を活用したスタンプ（１セット１２０円）を販売しています。

<LINE スタンプ販売実績>

	京ちゃん	都ちゃん	第２弾	府市収入額
R7	33 個	12 個	49 個	4,522 円

災害時におけるペットとの同行避難に向けた避難所での受入体制の構築

- 災害時において、家族の一員であるペットと一緒に避難することは、飼い主にとって切実な願いであることから、本市では、「災害時はペットとの同行避難が原則」という認識の下、避難所の体制を整えるため、様々な取組を推進しています。

- 総合防災訓練等にブース出展し、「ペットの避難どうしよう？」（※１）や「ペットの防災手帳」（※２）を活用し、ペットの避難場所の設営の実演や啓発を行っています。

※１ 指定避難所におけるペットの受入手順等を記載した手引書

※２ 飼い主に向けて、備蓄品やしつけといった普段からの備え等を記載した手帳

<開催実績>

	市、各区、学区の 防災訓練	その他のイベント等
R5	10 か所	7 か所
R6	14 か所	6 か所
R7	36 か所	3 か所

- 令和８年２月には、能登半島地震の知見を踏まえ、「ペットの避難どうしよう？」を改訂し、飼い主とペットが避難所内の同じ室内で過ごせる「同室避難」についても記載しました。



- 動物愛護センターでは、ペットの災害対策講座を開催し、ペットの同行避難の際に役立つ犬のしつけを実際に見ていただき、飼い主や避難所運営者の学びの機会を設けています。

<開催実績>

	R5	R6	R7
参加者数	30 名	36 名	12 名

- こうした取組により、市内の指定避難所４３３施設のうち、９９．１％に当たる４２９施設において、ペット同行避難の受入体制が整備されています。

<令和７年度ペットの同行避難受入体制整備状況>

指定避難所数	整備済避難所数※	対応割合
433 施設	429 施設	99.1%

※ ペットの受入可能避難所 329 施設及びペットを他の避難所に誘導する体制が整備された避難所 100 施設。

- 指定避難所におけるペットの受入体制を強化するため、区役所等と連携し、避難所へのペット用備蓄品配備の取組として、令和７年度は、グリーンシート２３枚（北区）、大型犬用クレート５個（上京区）、大型犬用ケージ１３個を配備しています。

動物愛護センターを拠点とした、所有者不明の被災動物等の保護・収容体制整備

- 災害発生時には動物愛護センターを拠点とし、所有者不明の被災動物等の保護や収容を速やかに実施するため、京都府と連携し、テントや折り畳みケージ等の物品や動物用医薬品の備蓄を進めています。

＜令和 7 年度の備蓄状況＞

備蓄品	数量
テント（2.7x3.6m）	4 張
大型防水シート	1 0 枚
キャリーバッグ・ケース	1 6 個
猫の立体ケージ	8 個
猫用 2 段ケージ	1 個
ドッグサークル	1 6 個
折り畳みケージ	6 個
動物用医薬品各種	適宜

京都市動物愛護推進部会の協議状況について

1 部会設置の目的

京都市動物愛護行動計画に基づく取組を進めていくに当たり、動物愛護管理行政だけでは解決が難しい課題について、専門的な知見から具体的な検討を行う必要があります。

上記の課題に特化した検討を行うため、京都市動物愛護推進会議の作業部会を設置しました。

今年度は、令和8年度京都動物愛護フェスティバル（※）の企画等について検討するため、臨時部会を開催しています。

※ 令和8年度京都動物愛護フェスティバル

開催日時 令和8年9月19日（土）11時00分～15時00分

場 所 Re.Nova 北山（リノヴァ北山） 京都市左京区下鴨半木町1番4

2 令和8年度京都動物愛護フェスティバルの企画等に係る臨時部会開催結果

(1) 開催日時 令和8年6月22日 15時15分～16時15分

(2) 開催方法 オンライン（Microsoft Teams）

(3) 出席委員

岡本 卓也（京都動物愛護センターボランティアコーディネーター）

中村 仁（公社）京都市獣医師会 副会長兼事務局長

西野 佳以（京都産業大学総合生命科学部准教授、京都動物愛護センター運営委員）

湯浅 あやの（NPO法人アンビシャス 理事）

(4) 議題

ア 動物愛護フェスティバルの出展テーマについて

イ 動物愛護フェスティバルの出展団体について

ウ 動物愛護推進会議委員からの意見について

(5) 議事要旨

ア 動物愛護フェスティバルの出展テーマについて

動物愛護憲章に基づき、京都府及び京都市が進める動物愛護事業をより広く周知し、府民及び市民が動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めていただける内容となるよう、出展テーマについて協議し、以下のテーマに決定した。

【令和8年度京都動物愛護フェスティバル出展テーマ】

- ・ 動物の適正飼養について（終生飼養、動物福祉等）
- ・ ペットの災害対策について
- ・ 野良猫・多頭飼育対策について
- ・ 動物愛護教育の推進について

イ 動物愛護フェスティバルの出展団体について

動物愛護憲章の理念及び出展テーマに沿った出展の在り方について協議し、今年度も日頃から動物愛護センターでの普及啓発に携わる、「京都動物愛護センター運営委員会」及び「京都市動物愛護推進会議」の委員に、愛護フェスティバルへの参画及び出展を依頼することを決定した。

ウ 動物愛護推進会議委員からの意見について

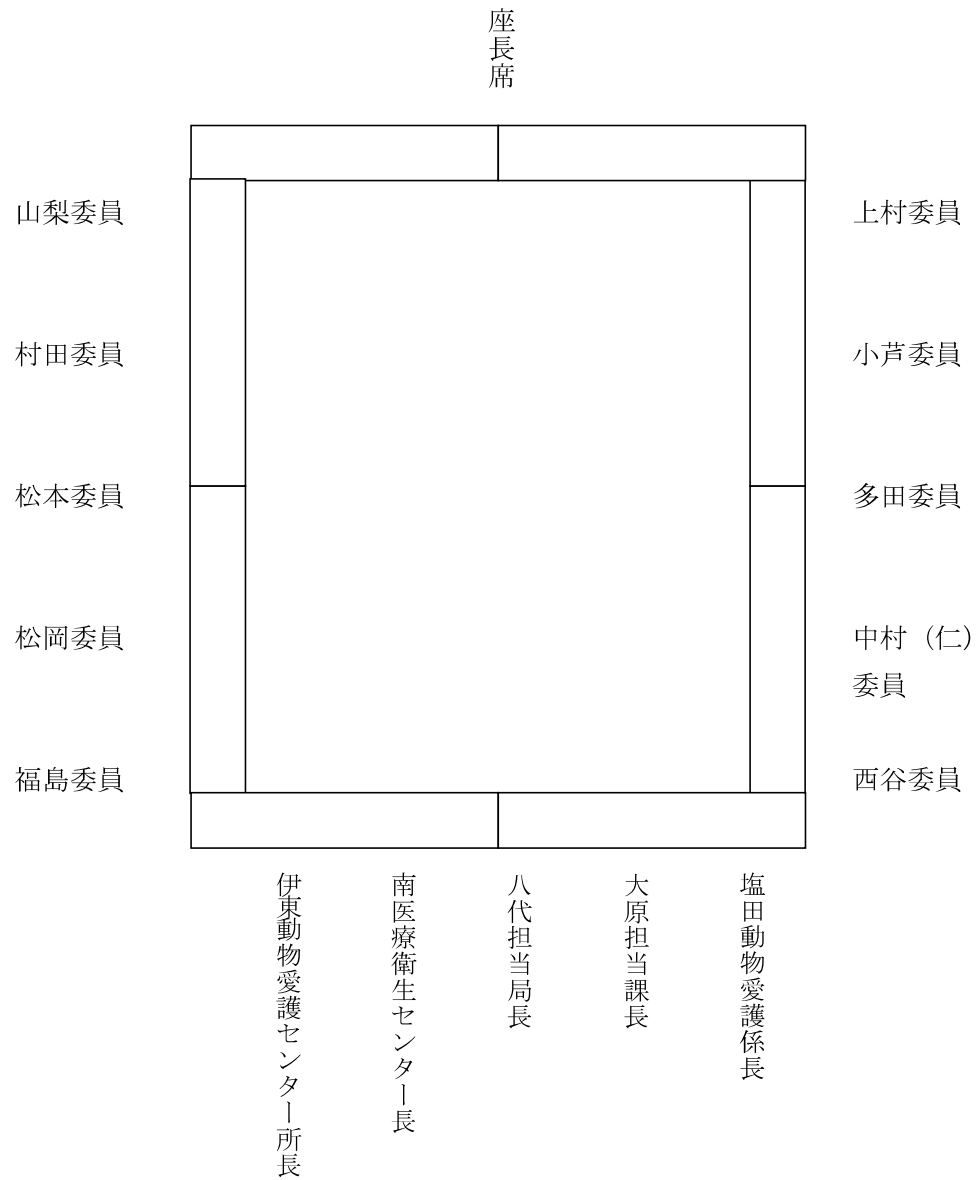
開催時期の暑さに対する対応について意見。

委員名簿

敬称略、五十音順

委員氏名	区 分
ウエムラ トオル 上村 享	関係団体 (近畿ケネル協同組合 理事)
コアシ ヒデトモ 小芦 英知	関係団体 (公益財団法人関西盲導犬協会 所長 兼 理事)
タダ マサズミ 多田 雅純	関係団体 (京都市保健協議会連合会 副会長)
ナカムラ トモヒコ 中村 友彦	関係団体 (京都市教育委員会 総合教育センター 指導室 指導主事)
ナカムラ メグム 中村 仁	有識者 (公益社団法人京都市獣医師会 副会長)
ニシタニ ケイコ 西谷 景子	市民公募
フクシマ イクコ 福島 郁子	関係団体 (京都市地域女性連合会 常任委員)
マツオカ サチコ 松岡 幸子	関係団体 (NPO法人アンビシャス 理事長)
マツモト シンゴウ 松本 恵生	関係団体 (京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター 連絡協議会 副会長)
ムラタ ヒロシ 村田 裕史	有識者 (公益社団法人京都市獣医師会 会長)
ヤマナシ ユミ 山梨 裕美	関係団体 (京都市動物園 生き物・学び・研究センター主席研究員 (兼 種の保存展示課担当係長))
ヤマバ ガクテン 山羽 学天	関係団体 (公益社団法人京都市私立幼稚園協会 監事 錦綾幼稚園 園長)

座 席 表



事 務 局

報 道 関 係 者 席

傍 聴 席

京都市動物愛護推進会議開催要綱

(開催)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条に基づき、専門的な見地から幅広く意見を聴取することを目的として、京都市動物愛護推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 動物愛護行政の推進に関する意見交換及び意見調整に関すること
- (2) 動物愛護推進員の委嘱推進並びに活動支援に関すること
- (3) 動物愛護に関する普及啓発に関すること
- (4) その他動物愛護に関すること

(組織)

第3条 会議は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が就任を依頼する。

- (1) 動物愛護行政に専門的な知識を有する者
- (2) 公益社団法人京都市獣医師会に属する者
- (3) 動物愛護団体の関係者
- (4) 地域の保健衛生に関わる団体の関係者
- (5) その他必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 座長は、市長が指名する。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 会議は、年2回程度開催する。

3 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第7条 会議は、特別の事項を調査し、及び検討させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市長が指名する委員
- (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が指名する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、市長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(事務局)

第8条 会議の事務を処理するため、保健福祉局に事務局を設置する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 第6条1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、保健福祉局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成17年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する